

不登校児童生徒への対応について

教育支援アドバイザー 後藤 淳一

1 学習指導要領

第1章 総則

第4 児童生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童生徒への指導

(3) 不登校児童生徒への配慮

ア 不登校児童生徒については、保護者や関係機関と連携を図り、心理や福祉の専門家の助言又は援助を得ながら、社会的自立を目指す観点から、個々の児童生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 文部科学省（不登校への対応）

紋別市の ●課題 ○現状・改善策

(1) 5つの視点

①進路の問題

●中学校卒業後の就学・就労や「ひきこもり」の課題

○家庭訪問による情報提供、相談の実施

②多様な学習の場の提供

○適応指導教室の活用

●民間施設やNPO等との連携協力

●自宅におけるICT等の活用や、家庭訪問での対面による学習指導

●学習状況の把握や学習の評価をする人材

③学校は学力を育てる学習支援の場

●不登校の主な要因は「学業不振」が多い。

○3年間の「授業改善推進チーム」や「授業改善等支援事業」の活用により授業改善が進められた。

○紋別市教育向上プロジェクト事業

④社会的自立や学校復帰に向けて適切な働きかけ。

●保護者の理解、児童生徒の学習の遅れ

○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用した組織的・計画的支援

⑤学校と家庭、関係機関の連携

●不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働きかけ

○要保護児童対策地域協議会の活用

○SSW（スクールソーシャルワーカー）、SC（スクールカウンセラー）の活用

(2) 不登校とならないための魅力ある学校づくり

- ①「心の居場所」「絆づくりの場」
- ②中1ギャップへの対応のための小中連携（体験入学、オリエンテーション等）
- ③体験活動等の取組や指導
- ④特別活動の充実（学級活動、児童会・生徒会活動、学校行事等）
- ⑤いじめや暴力行為を許さない。教職員の体罰は絶対に許されない。
- ⑥習熟度別指導、補充指導
- ⑦多様な学習の機会（学校外からの人材活用）

(3) 不登校児童生徒に対するきめ細かく柔軟な対応

- ①校長・教頭・学級担任・生徒指導主事・教務主任・学年主任・養護教諭・SC・相談員等の連携。
- ②SSWとの連携
- ③不登校児童生徒の個別の指導記録
- ④学習状況の把握、学習の評価
- ⑤教職員の資質の向上
 - 特別支援の理解、カウンセリング能力等
 - 紋別市教育委員会主催の研修を進めている。
- ⑥転校
 - 特別認可校への転校
 - 不登校児童生徒への対応が増→支援員の増員
- ⑦学校内の「居場所」（保健室や相談室等）
 - 保健室、別室での対応
 - 養護教諭、教諭の負担増→支援員の増員
- ⑧不登校対応担当の位置付け（校内における連絡調整、児童生徒の状況に関する情報収集、個別の指導記録の管理、学校外の関係機関との連携等）
 - 不登校対策委員会、校内ケース会議の開催。
 - 不登校対応担当教員の配置

3 SSWを中心とした不登校への対応体制図

